

## 西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付要綱

制 定 平成 28 年 2 月 26 日 西総第 1625 号（区長決裁）

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 西総第 1622 号（区長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、大規模な地震による住宅からの出火及び延焼火災による被害を防止又は軽減する目的で、特に延焼危険性の高い地域の住民自らが感震ブレーカー簡易タイプを設置することを促進するため、その購入に係る経費の補助に関し必要な事項を定める。

2 感震ブレーカー簡易タイプ設置促進についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー簡易タイプ

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める感震ブレーカー簡易タイプの性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するものをいう。

(2) 対象地域

横浜市西区の全域とする。

(3) 自治会町内会

町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会とする。

(4) マンション管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体とする。

(5) 家屋

住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。

### （補助対象の範囲）

第 3 条 この要綱における補助対象は、対象地域内の家屋をいう。

- 2 感震ブレーカー簡易タイプの個数は、対象地域内の家屋1軒につき1個までとするが、分電盤を2個以上有する家屋に限り、その分電盤の個数分を申し込むことができるものとする。
- 3 当該感震ブレーカー簡易タイプの設置にあたっては延焼火災減少の観点で推進しており、一定数の面的な設置が望まれていることから、補助申請ができる者は原則として対象地域内の自治会町内会、マンション管理組合の長とする。

#### (補助対象経費及び支払方法)

第4条 この要綱による補助金の額は、感震ブレーカー簡易タイプの購入及び設置に要する経費の10分の9に相当する額とし、100円未満の端数は切り捨てとする。ただし、1個あたりの補助金の額は5,000円を上限とする。また、第5条第2項に定める補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書を提出した年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に購入及び設置するものを対象とする。なお、補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書の提出の時点で、購入及び設置が完了しているものについても対象とする。

- 2 横浜市及び西区から他の補助・助成等の支援を受けている場合は、本事業の対象とはならない。ただし、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金要綱（平成25年6月5日総危管第225号（局長決裁）。以下「横浜市感震ブレーカー等補助金要綱」という。）の対象とされている場合は、本事業による補助と横浜市感震ブレーカー等補助金要綱に基づく補助の差額を交付するものとする。
- 3 第4条第1項に定める補助金の交付は、地方自治法施行令第163条第1項第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができる。

#### (交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、西区長（以下「区長」という。）が別に定める。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。ただし、第4条第1項なお書きに基づき本申請書の提出時点で既に購入及び設置が完了している場合は、第1号様式に替えて西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により区長が必要と認める交付申請書への添付書類は、見積書の写しや領収書等、購入及び設置に要する金額がわかる書類であり、製品ごとに単価及び数量、合計金額が記載された書類の写しとする。ただし、前項の規定により、第2号様式を用いる場合は本項に定める書類の提出を要しない。

4 補助金規則第5条第3項の規定により区長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項は、補助金規則第5条第1項第3号及び第4号の記載事項並びに補助金規則第5条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号の添付書類とする。

(交付決定通知)

第6条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。ただし、第5条の規定により補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書の提出時点で既に購入及び設置が完了している場合は、補助金交付決定兼額確定通知書(第4号様式)(以下「兼額確定通知書」という。)により通知するものとする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)によって行うものとする。

(申請の取り下げ期日)

第7条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金申請の取り下げの期日は、申請者が交付決定通知書又は兼額確定通知書の交付を受けた翌日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第8条 補助金規則第14条第1項の規定により補助金の交付を受けた者が区長への報告に用いる書類は、次の各号に定めるものとする。ただし、第5条の規定により、第2号様式を用いる場合は次の第1号に定める書類の提出を要しない。

- (1) 西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金実績報告書(第6号様式)
  - (2) 領収書等、購入及び設置に要した金額がわかる書類であり、製品ごとに単価及び数量、合計金額が記載された書類の写し
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により区長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に関する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第9条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金確定通知書(第7号様式)を用いなければならない。ただし、第6条ただし書きにより兼額確定通知書を通知している場合にはこの限りでない。

(補助金交付の請求)

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、西区感震ブレー

カー簡易タイプ設置促進事業補助金請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

（補助金の返還）

第 11 条 区長は、補助金の額の確定後、交付した補助金に余剰金があると認められる場合、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置推進事業補助金返還請求書（第 9 号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 12 条 補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

（関係書類の保管期間）

第 13 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、10 年とする。

（保守管理）

第 14 条 感震ブレーカー簡易タイプの保守管理は、補助金の交付を受けた者が行うこととする。

（書類の閲覧）

第 15 条 補助金の交付を受けた者及び区長は、第 1 号様式及び添付書類、第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式及び添付資料、第 6 号様式について、横浜市市民活動推進条例第 12 条第 4 項の規定に基づき、書類またはその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う場所及び時間は、次表のとおりとする。

	補助金の交付を受けた者	区長
閲覧場所	代表者の住所、補助金の交付を受けた者が指定する場所	西区総務課
閲覧時間	補助金の交付を受けた者が指定する時間	西区役所の事務取扱時間
閲覧期間	第 1 号様式及び第 2 号様式並びに添付資料、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式にあつては、交付を受けた日から 2 年間とする。第 6 号様式及び添付資料、第 7 号様式は額が確定した日からそれぞれ 2 年間とする。	

（免責）

第 16 条 この事業は、地震発生時の家屋の出火や延焼、及び生命を守ることを保証するも

のではなく、被害が発生しても西区は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、西区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（要綱第5条第2項）

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

# 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
西区長

(申請者)

団 体 名

※代表者住所

住 所

※代表者名

氏 名

※代表者電話番号

電 話

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業について補助金の交付を受けたいので、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、添付資料を添えて次のとおり申請します。補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金要綱の記載事項を遵守します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額・予定個数が確認できる書類（見積書の写し等） 横浜市感震ブレーカー等補助金要綱の対象となる場合は、同補助金に係る交付申請書類の写し等	

西区役所使用欄	受付日、受付番号、受付者名 等
---------	-----------------

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

# 補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(申請先)  
西区長

(申請者)

団 体 名

※代表者住所

住 所

※代表者名

氏 名

※代表者電話番号

電 話

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業について補助金の交付を受けたいので、西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、添付資料を添えて次のとおり申請及び報告します。補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金要綱の記載事項を遵守します。

購入・設置 製品	メーカー名	
	製品名・個数	
購入完了年月日		年 月 日
購入・設置に要した金額		円
申請金額		円
添付資料	購入及び設置に要した金額・個数が確認できる書類（見積書の写し、領収書の写し等） 横浜市感震ブレーカー等補助金要綱の対象となる場合は、同補助金に係る交付申請書類の写し等	

西区役所使用欄	受付日、受付番号、受付者名 等
---------	-----------------

様

西区長 印

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業  
**補助金交付決定通知書**

年 月 日に申請のありました西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

1 補助交付予定金額

2 支払時期

適切な請求書を受理した日から起算して30日以内とします。

3 交付対象製品名

4 交付条件

- (1) この補助金は、感震ブレーカー簡易タイプ購入のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、実績報告書を提出してください。
- (3) 前金払により剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) この補助金の交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求められることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守してください。

【担当】

西区総務課

電話



第 年 月 日 号

様

西区長 印

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

## 補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日に申請のありました西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

1 交付決定金額及び交付確定金額

2 支払時期

適切な請求書を受領した日から起算して30日以内とします。

3 交付対象製品名

4 交付条件

- この補助金は、感震ブレーカー簡易タイプ購入のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- この補助金の交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求められることがあります。
- この補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- 西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守してください。

【担当】

西区総務課

電話

第5号様式（要綱第6条第2項）

第 年 月 日

様

西区長 印

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

## 補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金については、次のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

（不交付理由）

【担当】

西区総務課

電話

第6号様式（要綱第8条第1項）

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

# 補助金実績報告書

年 月 日

（報告先）

西区長

（報告者）

団 体 名

※代表者住所

住 所

※代表者名

氏 名

※代表者電話番号

電 話

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり**関係書類（※）を添えて**報告します。

購 入 完 了 年 月 日	年 月 日
購入・設置に要した金額	円
確 認 事 項 □にチェックをお願いします。	<input type="checkbox"/> 今回購入した感震ブレーカー簡易タイプについて、他の補助制度（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金を除く）との併用を行っていません。

（※）必要関係書類

領収書等（写し）

第7号様式（要綱第9条）

第 年 月 日

様

西区長 印

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

## 補助金確定通知書

年 月 日 第 号により交付を決定しました西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金について、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

補助金交付金額 円

【担当】

西区総務課

電話

第8号様式（要綱第10条）

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

# 補助金交付請求書

年 月 日

（請求先）

西区長

（請求者）

団 体 名

※代表者住所

住 所

※代表者名（代表者と口座名義人が同一の場合は押印を省略できます。）

氏 名

印

※代表者電話番号

電 話

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金の請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 振込先金融機関・口座

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 出張所 支所
普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人が代表者以外の場合は、①請求印を代表者名横に押印②下記欄を御記入及び押印願います。

上記口座に交付される西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金の受領に関する権限を委任します。

委任者 代表者氏名：

印

第9号様式（要綱第11条）

第 年 月 日  
号

様

西区長 印

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

## 補助金返還請求書

西区感震ブレーカー簡易タイプ設置推進事業補助金交付要綱第11条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

2 返還方法

別添納入通知書により金融機関へ納付してください。

3 返還期限

年 月 日（ ）

【担当】

西区総務課

電話